

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る 時短要請協力金の概要

## 【大規模集客施設・同施設内テナント向け】

まん延防止等重点措置の適用地域(長崎市、佐世保市)の大規模集客施設等に対して、営業時間短縮を8月27日(金)から9月12日(日)まで要請しています。

県の要請に応じ、営業時間短縮に協力いただいた事業者に対し、協力金を支給します。

### 時短要請概要

- 1.内容：営業時間を20時までに短縮すること  
(イベント開催時及び映画館は21時まで)
- 2.対象：1,000㎡超の大規模集客施設等
- 3.区域：長崎市、佐世保市
- 4.期間：8月27日(金)～  
9月12日(日)

※期間中は、店頭到时短を実施することをポスターで掲示する必要があります。(ポスターは県ホームページで公開しています。)店頭に掲示している様子を写真に残しておいてください。

### 協力金概要

	大規模集客施設	テナント等
交付対象	時短要請に協力いただいた1,000㎡超の施設(左記区域内) ※ 詳細は別紙のとおり	左記の一部を賃貸するテナント等
交付額	1,000㎡毎に20万円 ×時短率(※) ×時短日数	100㎡毎に2万円 ×時短率(※) ×時短日数

※時短率 =  $\frac{\text{要請に応じて短縮された営業時間}}{\text{本来の営業時間}}$

「要請に応じて短縮された営業時間」とは、時短を要請する時間帯(20時から翌日5時まで)の間において短縮した時間をいいます。

(対象施設例)  
映画館、大規模小売店舗、パチンコ店等  
(※生活必需物資を除く)

◎申請方法や申請受付期間など詳細については、県ホームページをご確認ください。

相談  
窓口

大規模集客施設等時短要請協力金事務局  
電話番号：095-895-2618 (平日 9時00分～17時45分)